



山形県公報

令和3年5月28日(金)
第208号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……560
- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……同
- 山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……568
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(高齢者支援課) ……569
- 介護保険法による指定情報公表センターの指定……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……570
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……574
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………(同) ……575
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……576

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する
規則……………同

告 示

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程……………577

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の届出事項の異動……………578
- 政治団体の解散……………579
- 資金管理団体の届出事項の異動……………580
- 資金管理団体の指定の取消し……………581
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において
指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(消防救急課) ……同
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……583

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…584
- 同……………（同）…585

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第7条中「の各号」を削り、同条第7号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出の受理に関すること

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

（山形県県税規則の一部改正）

第1条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

<p style="text-align: center;">「削除</p> <p>別表2 県民税の項中 法人県民税・事業税に係る分割 基準等の通知書</p> <p>「法人県民税・事業税等更正・決 定・加算金決定・納額通知書 法人県民税・事業税に係る分割 基準等の通知書（法第72条の2 第1項第1号・第2号・第3号 に掲げる事業）」</p> <p>「法人県民税・事業税等に係る申 告書提出期限延長の届出・承認 等の通知書</p> <p>法人県民税に係る申告書提出期 限延長の届出の通知書</p>	<p>第95号様式</p> <p>第96号様式</p> <p>第95号様式</p> <p>第96号様式</p> <p>第97号の2様式</p> <p>第97号の3様式</p>	<p>法第58条第6項</p> <p>法第13条及び法第55条 第4項</p> <p>法第58条第6項</p> <p>法第53条第42項、施行 令第24条の3第6項、 施行令第24条の4第8 項、施行令第24条の4 の2、施行令第24条の 4の3第3項並びに施 行令第24条の5第1項 及び第2項</p> <p>法第53条第43項</p>
		<p>を</p> <p>に、</p> <p>を</p> <p>」</p>

「法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書 第97号の2様式 法第58条第6項及び法第63条第3項
 法人県民税・事業税等に係る申告書提出期限延長の届出・承認等の通知書 第97号の3様式 法第53条第42項、施行令第24条の3第6項、施行令第24条の4第8項、施行令第24条の4の2、施行令第24条の4の3第3項並びに施行令第24条の5第1項及び第2項
 法人県民税に係る申告書提出期限延長の届出の通知書 第97号の4様式 法第53条第43項」

に改める。

別記第79号様式中 「

延長申請 期 限	年 月 日
-------------	-------

まで」を

「

災害その他やむを得ない理由がやんだ日	年 月 日
延長申請期 限	年 月 日まで

」に改める。

別記第94号様式（表）を次のように改める。

第94号様式

(表)

県民税
法人事業税等
更正・決定・加算金決定・納額通知書

管理番号		事業年度始期	管区	申告区分	更正・決定年月日	前回の申告区分	前回申告等年月日	法人区分
主たる事務所等の所在地							郵便番号	
法人の名称							電話番号	
代表者氏名								様
事業年度		年 月 日から		年 月 日まで		均等割月数()事業月数()		
更正	区分	本県均等割額	法人税割課税標準の総額	法人税割本県分				
	更正・決定の額	円	千円	課税標準額	税率	法人税割額	税額控除額	税額
	既に納付の確定した税額							
	差引過不足額							㊦
決定	区分	課税標準の総額	本県分					
	法人	所得割課税分	円	課税標準額	税率	税額		
		小計						
		軽減税率不適用の金額						
		付加価値割課税分						
	資本割課税分							
	収入割課税分							
	合計事業税額							
	税額控除額							
	計							
	既に納付の確定した税額							
	差引過不足額						㊧	
	特別方法法人事業別税額	所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額						
		収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額						
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額								
税額控除額								
計								
既に納付の確定した税額								
差引過不足額						㊨		
事業税等加算金	区分	加算金対象税額	割合	確定加算金額	既に決定済の加算金額	差引過不足額		
	過少申告加算金	円	%	円	円	㊩ 円		
	不加算金					㊪		
	重加算金					㊫		
納付すべき(減額する)税額等の合計額		円		納付すべき税額等の納期限	年 月 日			
		㊬+㊭+㊮+㊯+㊰+㊱+㊲						

地方税法第55条、同法第72条の39（第72条の41）及び同法第72条の41の2の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。

年 月 日

山形県何総合支庁長 印

※裏面もお読みください。

別記第95号様式を次のように改める。

第95号様式

県民税
法人事業税等 更正・決定・加算金決定・納額通知書

管理番号	事業年度始期	管区	申告区分	更正・決定年月日	前回の申告区分	前回申告等年月日	法人区分

主たる事務所等の所在地	郵便番号
法人の名称	電話番号
代表者氏名	様

事業年度（計算期間）	年 月 日から 年 月 日まで	均等割月数（ ）事業月数（ ）
------------	-----------------	-----------------

法人 県民 税	区分	本県均等割額	法人税割課税標準の総額	法人税割本県分				
		円	千円	課税標準額	税率	法人税割額	税額控除額	税額
	更正・決定の額			千円	%	円	円	円
	既に納付の確定した税額							
差引過不足額	㊦							㊧

更正 決定 の 額	法人 事業 税	区	課税標準の総額	本県分				
			円	課税標準額	税率	税額		
		所得割課税分 法第七十一條の二第一項	小計		円	%	円	
			軽減税率不適用の金額					
			付加価値割課税分					
			資本割課税分					
			収入割課税分					
			所得割課税額 法第七十二條の二	所得割課税額				
				付加価値割課税分				
				資本割課税分				
				収入割課税分				
			合計事業税額					
		税額控除額						
		計						
		既に納付の確定した税額						
		差引過不足額					㊨	
		特別法人事業税	第1号事業の所得割に係る額					
			第2号事業の収入割に係る額					
			第3号事業の収入割に係る額					
			合計特別法人事業税額					
税額控除額								
計								
既に納付の確定した税額								
差引過不足額					㊩			

事業税等加算金	区分	加算金対象税額	割合	確定加算金額	既に決定済額の加算金額	差引過不足額
	過少申告加算金	円	%	円	円	㊸ 円
	不加算申告金					㊹
	重加算金					㊺
納付すべき（減額する）税額等の合計額 ㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻		円		納付すべき税額等の納期限	年 月 日	

地方税法第55条、同法第72条の39（第72条の41）及び同法第72条の41の2の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。

年 月 日

山形県何総合支庁長 ㊻

※裏面もお読みください。

（裏）

この更正・決定に基づく不足税額、加算金額については、表面に記載した納期限までに県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は総合支庁へ納付書によって納めてください。なお、不足税額については、法定の申告納付期限の翌日から、税金完納の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（法定の申告納付期限の翌日から、この通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

なお、延滞金額の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

この処分不服がある場合は、この決定書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の㊶から㊸までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。㊶審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。㊷処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。㊸その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第96号様式中

「 県民税
法人 事業税 に係る分割基準等の通知書 」 を

「 県民税
法人 事業税 に係る分割基準等の通知書 」 第1号
「 法第72条の2第1項 第2号 に掲げる事業
第3号 」 に改める。

別記第97号様式中

付 加 価 値 額		千円
資 本 金 等 の 額		千円
所 得 金 額	年 万円以下	千円
	年 万円 超 年 万円以下	千円
	年 万円 超	千円
	計 (軽減税率不適用法人の金額)	千円

を

所 得 金 額	年 万円以下	千円
	年 万円 超 年 万円以下	千円
	年 万円 超	千円
	計 (軽減税率不適用法人の金額)	千円
	付 加 価 値 額	千円
資 本 金 等 の 額		千円

に、「対応所得金額」を「対象所得金額」に改める。

別記第97号の3様式を別記第97号の4様式とし、別記第97号の2様式を別記第97号の3様式とし、別記第97号様式の次に次の1様式を加える。

第97号の2様式

法人 県民税 事業税 に係る課税標準額等の通知書

第 号
年 月 日

都 道 府 県
何 知 事 殿

山形県何総合支庁長

次のとおり通知します。

法人名	(法人番号)
主たる事務所等の所在地	

事業年度	期限延長	申告区分	資本金の額又は出資金の額	千円
から まで	県民税 月		資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	千円
			資本金等の額	千円
	事業税 月		法人区分	

申告年月日	確定	処理区分	処理年月日	税務官署の処理区分及び通知年月日
	修正			

課 税 標 準 の 総 額	(使 途 秘 匿 金 税 額 等)				(百 円)	本 県 の 加 算 金 処 理 状 況	不申告加算金		
	法人 県民税				千円		過 少 申 告 金	対 象 所 得 金 額	千 円
	法 人 事 業 税	法 第 一 七 号 事 業 又 は 第 二 号 事 業	所 得 金 額	年 万円以下	千円				
				年 万円超 年 万円以下	千円				
				年 万円超	千円				
			計(軽減税率不適用法人の金額)		千円		重 加 算 金	対 象 所 得 金 額	千 円
	付 加 価 値 額		千円						
	資 本 金 等 の 額		千円	備 考					
	収 入 金 額		千円						
	業 税	法 第 一 七 項 第 三 号 の 事 業	所 得 金 額		千円				
			付 加 価 値 額		千円				
			資 本 金 等 の 額		千円				
			収 入 金 額		千円				
	関 係 都 道 府 県		事 務 所 等 の 所 在 地		分 割 基 準				
					法人 県民税		従業者数、固定資産の価額 又は軌道の延長キロメー トル数		事務所・事業所数、発 電用資産の価額又は電 線路の電力の容量

合 計					
分 割 都 道 府 県 数					
そ の 他	外国の法人税等の額の 控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額		補正後の従業者数の総額	
		道府県民税分		道府県民税分	人
		市町村民税分		市町村民税分	人
備 考	管理番号				

別記第99号様式の注書第2項中「添付してください」を「添付してください（写しでも可）」に改める。
 別記第164号の11様式の注書第7項中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改める。
 （山形県県税規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県県税規則の一部を改正する規則（令和2年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。
 山形県県税規則別記第97号の2様式及び別記第97号の3様式の改正規定並びに附則第1項第3号中「別記第97号の2様式及び別記第97号の3様式」を「別記第97号の3様式及び別記第97号の4様式」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の山形県県税規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則

山形県調理師法施行細則（昭和34年7月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

（飲食店関係営業）	
1 飲食店営業	2 魚介類販売業
3 そうざい製造業	

を

「

（飲食店関係営業）	
1 飲食店営業（喫茶店営業を除く。）	2 魚介類販売業
3 そうざい製造業	4 複合型そうざい製造業

に改める。

附 則

- この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第50号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第62条第1項」を「第68条第1項」に、「規定により報告を求め、又は職員をして」を「規定による必要な報告の徴収又は」に、「に臨検し」を「の臨検」に、「を検査させ、」を「の検査」に、「収去さ

せる」を「収去に関する」に改め、同項第4号中「第52条」を「第55条」に、「営業許可」を「営業の許可」に改め、同項第5号中「第53条第2項」を「第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）」に、「を受理する」を「の受理に関する」に改め、同項中第8号を第9号とし、同項第7号を削り、同項第6号中「第54条から第56条まで（法第62条第1項）」を「第59条から第61条まで（法第68条第1項）」に、「営業許可」を「営業の許可」に、「を行う」を「に関する」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法第57条第1項の規定による届出の受理に関すること。

(7) 法第58条第1項の規定による届出の受理に関すること。

第2条第1項に次の1号を加える。

(10) 省令第71条の2の規定による届出の受理に関すること。

第2条第2項第2号中「第54条」を「第59条」に、「を行う」を「に関する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第9項第1号ロ中「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号ニ中「第52条」を「第55条」に改め、同号ホ中「第53条第2項」を「第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同号チ中「第71条」を「（以下この項において「省令」という。）第71条」に改め、同号中チをリとし、トを削り、同号ヘ中「第54条から第56条まで（法第62条第1項）」を「第59条から第61条まで（法第68条第1項）」に改め、同号中ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第57条第1項の規定による届出の受理に関すること

ト 法第58条第1項の規定による届出の受理に関すること

別表保健所長の項第9項第1号に次のように加える。

又 省令第71条の2の規定による届出の受理に関すること

別表食肉衛生検査所長の項第2項第1号ロ中「第54条の」を「第59条に」に改める。

告 示

山形県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

介護サービス情報の公表等手数料の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー

(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号

3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の42第2項の規定により、指定情報公表センターを次のとおり指定した。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定期間
特定非営利活動法人 エール・フォーユー	山形市小白川町二丁目3番31号	同 左	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

山形県告示第475号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合

代表理事組合長 岡崎 輝明

山形市旅籠町一丁目12-35

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年5月17日 (秋葉侑也に係るものについては令和3年3月31日)
高橋 広行 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 一仁 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
樋口 彰史 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
古内 拓己 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 修 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
笹原 宏之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
秋葉 達也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土屋 弘之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 信一郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 直人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

山川 喜与一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
東海林 賢一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
熊谷 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
屋島 正人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 侑也 玄米、小麦、大豆、そば	
板坂 和広 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 裕平 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
寒河江 章 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	渡辺 和則 玄米、小麦、大豆、そば

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合
代表理事組合長 安孫子 常哉
寒河江市中央工業団地75

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 知徳 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年5月17日
吉田 一男 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐々木 和真 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土田 裕之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 啓司 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 悟 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山崎 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 長弥 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
半澤 弘典 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山田 博喜 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

工藤 恭裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大泉 敏志 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 真人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
清野 睦彦 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 勇次郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菊地 俊 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯田 信之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
今田 竜乃助 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
氏家 俊希 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
矢作 慎吾 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 孝太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
丹野 友樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 俊樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
斎藤 勇介 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土田 晋也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
芳賀 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小野 大地 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菅野 健太郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高子 龍也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	鈴木 雄 玄米、小麦、大豆、そば
	佐藤 啓太 玄米、小麦、大豆、そば
	竹屋 寿一 玄米、大豆、そば

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 新庄市農業協同組合
 代表理事理事長 柿崎 広昭
 新庄市沖の町5-55
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
斎藤 孝幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年5月17日
森 壮志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
正野 信一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 達也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
高橋 秀典 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
早坂 洋一 玄米、大豆、そば	同 左		
金田 健志 玄米、大豆、そば	同 左		
矢作 正紀 玄米、大豆、そば	同 左		
	浅沼 純一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば		

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社野川ファーム
 代表取締役社長 細谷 浩司
 天童市万代1-2
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年5月17日
細谷 浩司 玄米	同 左		
岡崎 直人 玄米	同 左		
高橋 清信 玄米	同 左		
加藤 宙 玄米	同 左		
山口 敏春 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
深瀬 和浩 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
菊地 輝久 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
鈴木 祐次郎 飼料用もみ、玄米	同 左		
村上 大輔 飼料用もみ、玄米	同 左		

阿部 久栄 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
吉田 政宏 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
堀子 陽一 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
管 祐一郎 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
卯月 博英 玄米	同 左	
林郷 祐大 玄米	同 左	
後藤 竜也 玄米	同 左	
石川 智文 玄米	同 左	
柴田 嘉也 玄米	同 左	
鈴木 翔 玄米	同 左	
	長堀 一美 もみ、玄米	

- 5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形県食糧株式会社
 代表取締役 尾形 幸広
 山形市流通センター 1-12-4

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
大嶋 勝 玄米		国内産農産物に限る。	令和2年12月31日
安部 勝 玄米	同 左		

山形県告示第476号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第477号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第478号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
遊佐町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに鶴岡市役所及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

ロ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1 指定の番号 | 私道村総建第202号 |
| 2 指定の場所 | 東根市本町547番6の一部、548番1の一部、548番18 |
| 3 道路の現況 | 幅員 6.00メートル
延長 54.33メートル |
| 4 指定年月日 | 令和3年5月20日 |

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

山形県公安委員会

委員長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会規則第5号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

第4条第1項中「電子計算機から入力し」を「電子計算機であつて公安委員会等が別に定める技術的基準に適合するものから入力し、又は送信することにより」に改め、同条第2項、第5項及び第6項中「入力」を「入力し、又は送信」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（署名等に代わる措置）

第4条の2 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等が別に定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第4条の3 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある次に掲げる場合は、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前2条の規定を適用する。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表第1中	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	を
	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書	
	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項	に改める。
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書	
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項	
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

山形県公安委員会告示第2号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和3年5月28日

山 形 県 公 安 委 員 会
委員 長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第1条 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第4項ただし書並びに第4条の2ただし書並びに第7条に規定する公安委員会等が別に定めるものは、この規程の定めるところによる。

（電子計算機の技術的基準）

第2条 規則第4条第1項に規定する申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

第3条 規則第4条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録しなければならない。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第4条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メール

の送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この条において「ワнтаイムURL」という。）を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

（署名等に代わる措置）

第5条 規則第4条の2ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

（書面等の特定）

第6条 規則第4条の3の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第4条の3に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年5月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党余目支部	石川 保	主たる事務所の所在地	東田川郡庄内町主殿新田字北浦15	東田川郡庄内町余目字町204-6	令和 2. 8. 8
		代表者の氏名	石 川 保	梅 津 武 雄	
日本共産党村山地区委員会	佐藤真理	代表者の氏名	佐 藤 真 理	稲 毛 浩 行	同 3. 2. 21
		会計責任者の氏名	佐 竹 祐 樹	佐 藤 真 理	同 2. 24
自由民主党山形県石油販売業支部	畠中昭治	主たる事務所の所在地	山形市流通センター3-6-2	山形市北町二丁目5-26	同 2. 26
		代表者の氏名	畠 中 昭 治	斎 藤 栄 助	
自由民主党大石田町支部	芳賀 清	主たる事務所の所在地	北村山郡大石田町大字豊田855-1	北村山郡大石田町大字豊田1508	同 3. 18
自由民主党新庄市支部	平向岩雄	会計責任者の氏名	伊 藤 祐 一	皆 川 友 宏	同 3. 25

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
ほりかわ政美後援会	石井一夫	代表者の氏名	石井一夫	堀川政美	令和 2.12.15
加藤鮎子後援会	中目千之	代表者の氏名	中目千之	池田徳博	同 3.1.1
加藤鮎子酒田飽海地区後援会	前田直之	会計責任者の氏名	加藤正行	皆川友宏	同
近藤洋介後援会	齋藤栄助	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	同
橋本きんいちを上げます会	高橋陽一	代表者の氏名	高橋陽一	金子松太郎	同 1.17
佐藤幸吉後援会	日塔正太郎	会計責任者の氏名	佐藤実	佐藤輝義	同 2.20
山本信治後援会	加藤昌宏	主たる事務所の所在地	天童市桜町2-20	天童市東本町一丁目9番23号	同 3.10
		代表者の氏名	加藤昌宏	新関彌一郎	
山形県民社協会米沢支部	佐藤憲一	会計責任者の氏名	八木俊輔	桜庭和也	同 3.17
夢倶楽部	佐藤憲一	会計責任者の氏名	八木俊輔	桜庭和也	同
芳賀清後援会	土屋春義	主たる事務所の所在地	北村山郡大石田町大字豊田855-1	北村山郡大石田町大字豊田1508	同 3.18
加藤鮎子新庄最上地区後援会	山尾順紀	会計責任者の氏名	加藤正行	皆川友宏	同 3.25
後藤泉後援会	後藤孝之助	会計責任者の氏名	後藤陽子	齋藤光幸	同
白根沢澄子後援会	岩本康嗣	主たる事務所の所在地	米沢市中央6丁目1番227号	米沢市松が岬1-5-61	同
		代表者の氏名	岩本康嗣	高橋秀夫	
加藤こういち後援会	齋藤仙意知	主たる事務所の所在地	鶴岡市藤島字村東126-3	鶴岡市上藤島字六所畑81-3	同 3.29
市民の和で創る酒田の会	丸山至	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市二番町6番4号	同 4.1
丸山いたる後援会	丸山至	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市二番町6-4	同

山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年5月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県山形市第六支部	大内理加	令和 2. 12. 31
社会民主党山形支部	川口充律	令和 3. 2. 28
社会民主党鶴岡田川支部	安達正	令和 3. 3. 9
社会民主党山形県第三区支部連合	安達正	令和 3. 3. 9

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部あや子を励ます会	前田利博	令和 2. 7. 31
ほりかわ政美後援会	石井一夫	令和 2. 12. 31
山口けい子後援会	山口桂子	令和 2. 12. 31
広谷五郎左エ門後援会連合会	枝松昭雄	令和 2. 12. 31
山形民主の会	石黒覚	令和 3. 3. 1
梅津博後援会	梅津博	令和 3. 3. 1
佐藤勇後援会	後藤淳一	令和 3. 3. 1
佐藤幸吉後援会	日塔正太郎	令和 3. 3. 14
伊藤きょうこ氏を励ます会	遠藤和夫	令和 3. 3. 17
きくち文昭を励ます会	寒河江政好	令和 3. 3. 18
公明党を励ます山形県民の会	松田良男	令和 3. 3. 18
加藤俊一後援会	桑嶋長兵衛	令和 3. 3. 25
遠藤タダシ後援会	遠藤忠	令和 3. 3. 28
佐藤栄子後援会	佐藤栄子	令和 3. 3. 30

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年5月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
丸 山 至	丸山いたる後援会	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市二番町6-4	令和 3. 4. 1

山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和3年5月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
遠 藤 忠	遠藤タダン後援会	令和 3. 1. 25

山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和3年5月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
山 口 桂 子	山口けい子後援会	令和 2. 12. 31
佐 藤 栄 子	佐藤栄子後援会	同 3. 3. 30

山形県選挙管理委員会告示第46号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

「 〃 米沢市営体育館
〃 米沢市林業センター」を「 〃 米沢市営体育館」に改める。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の種類別

(1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2 講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

日	時	場 所
令和3年8月20日（金）	午前9時から	庄内総合支庁
同 8月27日（金）	午後1時30分から	置賜総合支庁西置賜地域振興局
同 9月1日（水）	午前9時から	置賜総合支庁
同 9月10日（金）	同	最上総合支庁
同 9月15日（水）	午後1時30分から	庄内総合支庁
同 9月30日（木）	同	山形国際交流プラザ
同 10月8日（金）	同	村山総合支庁北村山地域振興局
同 10月21日（木）	同	村山総合支庁西村山地域振興局
同 10月29日（金）	同	庄内総合支庁
同 12月3日（金）	午前9時から	村山総合支庁

(2) 石油コンビナート講習

日	時	場 所
令和3年8月18日（水）	午後1時30分から	酒田市総合文化センター

(3) 一般講習

日	時	場 所
令和3年8月19日（木）	午後1時30分から	庄内総合支庁
同 8月20日（金）	同	同
同 8月26日（木）	同	置賜総合支庁西置賜地域振興局

同	8月27日（金）午前9時から	同
同	8月31日（火）午後1時30分から	置賜総合支庁
同	9月1日（水）同	同
同	9月9日（木）同	最上総合支庁
同	9月16日（木）午前9時から	庄内総合支庁
同	同 午後1時30分から	同
同	9月29日（水）同	山形国際交流プラザ
同	9月30日（木）午前9時から	同
同	10月8日（金）午前9時から	村山総合支庁北村山地域振興局
同	10月14日（木）午後1時30分から	置賜総合支庁
同	10月15日（金）午前9時から	同
同	10月22日（金）同	村山総合支庁西村山地域振興局
同	同 午後1時30分から	同
同	10月28日（木）同	庄内総合支庁
同	10月29日（金）午前9時から	同
同	12月2日（木）午後1時30分から	村山総合支庁
同	12月3日（金）同	同

3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

4 受講手続

受講申請書を令和3年6月21日（月）から同年7月16日（金）までの間に、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

5 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課消防保安担当（電話番号023(630)2228）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和3年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和3年9月1日（水）	午後1時30分から午後3時30分まで	山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を令和3年6月8日（火）から同月29日（火）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課業務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限って有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課業務担当（電話番号023(630)2662）又は最寄りの保健所（山形市保健所を除く。）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月28日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 落札に係る特定役務の名称及び予定数量

(1) 山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務

- イ 50リットル段ボール容器 36,000個
- ロ 20リットルポリ容器 1,200個
- ハ 50リットルポリ容器 2,100個

(2) 山形県立新庄病院感染性廃棄物処分業務

- イ 50リットル段ボール容器 36,000個
- ロ 20リットルポリ容器 1,200個
- ハ 50リットルポリ容器 2,100個

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

3 落札者を決定した日 令和3年3月29日

4 落札者の名称及び所在地

福興産業株式会社 福島県伊達郡桑折町字田植12番地の1

5 落札金額（1個あたりの単価）

(1) 山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務

- イ 50リットル段ボール容器 412.5円
- ロ 20リットルポリ容器 704円
- ハ 50リットルポリ容器 913円

(2) 山形県立新庄病院感染性廃棄物処分業務

- イ 50リットル段ボール容器 401.5円
- ロ 20リットルポリ容器 363円
- ハ 50リットルポリ容器 517円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月28日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 721キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
河西建設株式会社 村山市中央二丁目3番23号
- 5 落札金額 1リットル当たり 68.97円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年2月16日

令和3年5月28日印刷 発行所 山形県庁
令和3年5月28日発行 発行人 山形県